



島根県報

平成26年3月18日（火）

号外第29号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則	（人 事 課）	3
島根県青少年問題協議会規則を廃止する規則	（青少年家庭課）	3
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第38条の2第3項の規定に基づく報告 に関する条例施行規則の一部を改正する規則	（障がい福祉課）	3
島根県みつばち転飼調整審議会規則の一部を改正する規則	（農畜産振興課）	4
青年農業者初期経営安定資金貸与規則の一部を改正する規則	（農業経営課）	4
青年農業者等早期経営安定資金貸与規則の一部を改正する規則	（ " ）	4

【告 示】

民生委員の市町村別定数の廃止	（地域福祉課）	5
----------------	---------	---

【教委規則】

島根県生徒指導審議会規則	（義務教育課）	5
--------------	---------	---

公布された条例等のあらまし**◇職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則（規則第7号）**

- 1 規則の概要
引用する条項の整理（第5条関係）
- 2 施行期日
公布の日から施行することとした。

◇島根県青少年問題協議会規則を廃止する規則（規則第8号）

- 1 規則の概要
島根県青少年問題協議会規則は、廃止することとした。
- 2 施行期日
公布の日から施行することとした。

◇精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第38条の2第3項の規定に基づく報告に関する条例施行規則の一部を改正する規則（規則第9号）

- 1 規則の概要
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う規定及び様式の整備（第2条・別記様式関係）
- 2 施行期日
平成26年4月1日から施行することとした。

◇島根県みつばち転飼調整審議会規則の一部を改正する規則（規則第10号）

- 1 規則の概要
 - (1) 規則の題名を島根県蜜蜂転飼調整審議会規則に改めることとした。
 - (2) 附属機関の名称を島根県蜜蜂転飼調整審議会に改めることに伴う規定の整理
- 2 施行期日
公布の日から施行することとした。

◇青年農業者初期経営安定資金貸与規則の一部を改正する規則（規則第11号）

- 1 規則の概要
 - (1) 青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法の廃止に伴う規定の整備（第2条関係）
 - (2) その他規定の整理
- 2 施行期日
平成26年4月1日から施行することとした。

◇青年農業者等早期経営安定資金貸与規則の一部を改正する規則（規則第12号）

- 1 規則の概要
 - (1) 青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法の廃止に伴う規定の整備（第2条関係）
 - (2) その他規定の整理
- 2 施行期日
平成26年4月1日から施行することとした。

規 則

職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年 3 月 18 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第 7 号

職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の退職手当に関する条例施行規則（昭和29年島根県規則第15号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 3 項中「第55条」を「第 8 条第 3 項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

島根県青少年問題協議会規則を廃止する規則をここに公布する。

平成26年 3 月 18 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第 8 号

島根県青少年問題協議会規則を廃止する規則

島根県青少年問題協議会規則（昭和28年島根県規則第76号）は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第38条の 2 第 3 項の規定に基づく報告に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年 3 月 18 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第 9 号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第38条の 2 第 3 項の規定に基づく報告に関する条例施行規則の一部を改正する規則

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第38条の 2 第 3 項の規定に基づく報告に関する条例施行規則（平成19年島根県規則第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項を次のように改める。

条例第 2 条の規定による定期の報告は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第21条第 2 項に規定する任意入院者のうち、次の各号に掲げる任意入院者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるときに行わなければならない。

- (1) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則（昭和25年厚生省令第31号。次号において「省令」という。）第20条の 4 第 1 号に掲げる要件を満たす任意入院者 その入院の日の属する月の翌月を初月とする同月以降の12月ごとの各月
 - (2) 省令第20条の 4 第 2 号に掲げる要件を満たす任意入院者 その入院の日から起算して 6 月を経過した日の属する月
-

別記様式中 「任意入院年月日（法第22条の3による入院）」 を 「任意入院年月日（法第20条による入院）」 に、「（法第33条第2項又は特定医師による入院を含む。その場合は「第33条第2項入院」、「第33条第1項・第4項入院」、「第33条第2項・第4項入院」又は「第33条の4第2項入院」と記載すること。）」を「（特定医師による入院を含む。その場合は「第33条第1項・第4項入院」、「第33条第3項・第4項入院」又は「第33条の7第2項入院」と記載すること。）」に改める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

島根県みつばち転飼調整審議会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月18日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第10号

島根県みつばち転飼調整審議会規則の一部を改正する規則

島根県みつばち転飼調整審議会規則（昭和31年島根県規則第4号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

島根県蜜蜂転飼調整審議会規則

第1条中「島根県みつばち転飼調整審議会」を「島根県蜜蜂転飼調整審議会」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

青年農業者初期経営安定資金貸与規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月18日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第11号

青年農業者初期経営安定資金貸与規則の一部を改正する規則

青年農業者初期経営安定資金貸与規則（平成16年島根県規則第57号）の一部を次のように改正する。

第2条中「すべて」を「全て」に改め、同条第1号中「青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法」を「農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律（平成25年法律第102号）第4条の規定による廃止前の青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法」に改める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

青年農業者等早期経営安定資金貸与規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月18日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第12号

青年農業者等早期経営安定資金貸与規則の一部を改正する規則

青年農業者等早期経営安定資金貸与規則（平成19年島根県規則第64号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「すべて」を「全て」に改め、同項第1号中「青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法」を「農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律（平成25年法律第102号）第4条の規定による廃止前の青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法」に改め、同条第2項中「すべて」を「全て」に改める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

告 示

島根県告示第150号

民生委員の市町村別定数（平成19年島根県告示第765号）は廃止し、平成26年4月1日から施行する。

平成26年3月18日

島根県知事 溝 口 善兵衛

教 育 委 員 会 規 則

島根県生徒指導審議会規則をここに公布する。

平成26年3月18日

島根県教育委員会委員長 土 田 好 明

島根県教育委員会規則第3号

島根県生徒指導審議会規則

（趣旨）

第1条 島根県生徒指導審議会（以下「審議会」という。）の組織、運営等に関しては、島根県附属機関設置条例（昭和43年島根県条例第15号）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

（組織）

第2条 審議会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が任命する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 弁護士、医師その他の関係する資格を有する者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者

（任期）

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

（会長及び副会長）

第4条 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員のうちから互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことはできない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門委員)

第6条 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、当該専門の事項の調査に適した者について、教育委員会が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(情報の収集)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、委員又は専門委員に、質問票の使用その他適切な方法により調査審議に必要な情報を収集させることができる。

- 2 前項の情報は、審議会に報告し、調査審議の資料とする。

(関係者の出席等)

第8条 会長は、必要があると認めるときは、審議会で調査審議する事項に関係のある者を審議会に出席させて意見の陳述、又は資料の提出を求めることができる。

(秘密の保持)

第9条 委員及び専門委員は、審議会で調査審議する事項のうち審議会において秘密事項とされたもの又は職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第10条 審議会の庶務は、島根県教育庁において処理する。

(雑則)

第11条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日以後最初に開催される会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、教育委員会が招集するものとする。